

【11月10日（水）千葉県流山市事例研修会 質疑応答集】

(1) 協議会の組織・構成について。

(回答)

- ・公募市民により構成。(議員や学識経験者は含まれていない。)代表以下、副代表2名を選出。
- ・PI企画部会、広報・宣伝部会、ニュース編集・発行部会、原案起草部会の4部会を設置し、部会長・副部会長を選出。
- ・協議会を円滑に推進するため、代表・副代表・部会長、その他代表が必要と認めた者からなる運営委員会を設置。
- ・市と協定を締結し、PIにより市民意見を集約しながら、ゼロから原案を策定。

(2) 策定過程について。

①市民協議会のほかに職員検討組織とか審査会とか色々な検討会を設けて進めたのですか。

(回答)

- ・各部局庶務担当課長補佐からなる庁内プロジェクトチームを組織して、市民協議会から提出された原案を基に、素案作成作業を行った。
- ・市民協議会から提出された原案と庁内プロジェクトチームを中心に策定された行政素案の考え方や条文の差異を調整するため、市民協議会と行政の代表者各々5名ずつからなる策定調整会議を設置。
- ・学識経験者を議長に迎え、公開のもとに計7回の会議を開催し、調整案がまとまった。
- ・議会では、自治基本条例調査検討協議会(13人)が設置され、策定調整会議後の調整案の内容について事務局から説明(7回実施)し、議長から意見書が提出。

②条例の策定にあたり、市民の反応はどのようなようでしたか。市民の理解をどの様に得ながらすすめることが出来たのでしょうか。

(回答)

・自治基本条例策定の前提として、まちづくりリーダーの育成を目的とした勉強会「まちづくり創生塾」、市民参加により策定した総合計画や都市計画マスタープラン、公開のプレゼンで補助金の助成を決定する市民活動公益事業補助金制度など、流山市では市民参加・協働に力を入れてきた。

・これらの実績を踏まえて、今回の自治基本条例の策定に取り掛かることになり、公募市民からなる市民協議会が街に出て、市民、自治会、議会、市職員（職員組合）、審議会、各種団体等とP I（対話集会）を実施しながらゼロから原案を策定した。

・市民協議会では、あらゆる世代の方、関心の有無に関わらず市民協議会、自治基本条例についてまず知ってもらい、関心を高めてもらうために、各種イベントでのPR活動や行政連絡員研修会などでの講演、早朝の駅頭でのニュース配布など多様な形でPR活動も行った。

③ 市民の意向をどのような形・システム・催しで吸収したのでしょうか。

(回答)

・市民協議会が自らまちに出て地域の意見を聞くP Iという対話集会方式を採用し、市民参加、意見集約を行った。

・P Iは、市民協議会が企画し、自治会やNPO、商工会、高校生、PTA、議員などの様々な立場の方と延べ124回の意見交換を重ね、約3,400人から約7,000件もの意見をいただいた。

・その中で、市民フォーラムを2回開催。

・P I活動の中ではアンケートも実施している。

・その他、市内の小学校5・6年生及び中学校1年生を対象にした「こんな流山市にしたい」作文コンクールやこどもを対象にした流山市のイメージに関するお絵かきなども実施。

・それらの意見をもとに、市民協議会が条例原案を策定し、市長に提出した。

(3) 条例策定後の影響について

① 自治基本条例を策定し、具体的に市民生活がどのように変わりましたか。良い点や問題点について教えてください。

(回答)

・市民自治によるまちづくりの担い手である市民・市・議会が条例の趣旨を理解し自らの立場で「まちづくり」のために行動することで、今後、徐々に市民自治が深化していくものと期待している。

・また、市民協議会の活動自体が、市民自治の実践であったと考えている。

・今後は、市民に対しての周知が重要となるため、広報、ホームページ、パンフレットなどを通じてPRを行っている。

・この一環として、平成21年7月に「自治基本条例市民フォーラム～自治基本条例を活かしていこう、使っていこう～」を開催。

・市民協議会のメンバーも地域に帰り、NPOなど市民団体を立ち上げ、活動されている。

・また、市民自治をすすめるための市民団体が立ち上がり、自治基本条例に関する出前講座の申請がなされるなど、徐々に市民の関心も高まっており、今後も条例の浸透を図っていきたい。

② 条例制定後の運用状況について伺いたいです。

(回答)

・条例の実効性を確保するため、市では同条例第40条の「年次計画」の規定に基づき、平成21年度の取り組みの概要及び平成22年度以降の目標を次のとおり定め、本市の市民自治によるまちづくりの深化・発展を進めている。

・第4章「参加と協働」を具現化する最も優先すべき制度として、市民参加条例の制定に向けた作業に着手している。

・市民投票条例について、平成24年度から検討予定。

・その他、職員研修会、条例のPR、「情報公開条例」の改正、後期基本計画の策定、健全な行財政運営の推進、パブリックコメントの実施、タウンミーティングの実施、市民等に関かれた議会の推進、「広報ながれやま」発行回数の増加、市政に関する「出前講座」のスタートなど。

(4) 条例策定に際して参考文献があれば教えてください。

(回答)

- ・「自治基本条例のつくり方」松下啓一氏 著（ぎょうせい）
- ・「市民参加と合意形成」原科幸彦氏 編著（学芸出版社）
- ・「ドキュメント・市民がつくったまちの憲法～大和市自治基本条例ができるまで～」牛山久仁彦氏 監修、大和市企画部 編著、大和市自治基本条例をつくる会 編集協力（ぎょうせい）
- ・「使える！岸和田市自治基本条例～活用のための制度設計～」山口道昭氏・西川照彦氏 編著（第一法規）

(5) 市民運動の経験なしでも条例策定に参加できるのでしょうか

(回答)

- ・流山市では、これまでも市民参加・協働の土台があったが、自治基本条例策定にあたっては、より多くの市民の多様な声を反映することを目指し、協議会だけで原案をつくるのではなく、協議会が自らまちへ出て市民、自治会、各種団体や議会等と意見交換しながら案を練り上げていく手法としてP Iを採用。
- ・メンバーの公募にあたっては、特に専門的な知識や経験を問わず流山市に関心のある方を対象としたため、学生、主婦、会社員など、さまざまな経歴の方が参加されており、市民活動や条例づくりの専門家は少ない。
- ・市民協議会では、あらゆる世代の方、関心の有無に関わらず市民協議会、自治基本条例についてまず知ってもらい、関心を高めてもらうことが重要と考え、多様な形でPR活動を行った。